## 福祉医療費公費負担制度の改正

乳幼児医療費助成制度について(10月1日から実施)

老人医療費助成制度について(10月1日から段階的廃止)

重度心身障害者医療費助成制度について/ひとり親家庭等医療費助成制度について(平成18年8月1日から一部負担金導入予定)

広 島 県

## 目 次

平成16年10月1日からの福祉医療費公費負担制度の取扱いについて 3
1.乳幼児医療費助成制度について
2.老人医療費助成制度について
3. 重度心身障害者医療費助成制度について
4.ひとり親家庭等医療費助成制度について
5 . その他
10月1日からの乳幼児医療費助成制度見直し(自己負担金の徴収)に
係る各市町村の対応状況(別紙1)5
10月1日からの新様式
・乳幼児医療費受給者証(別紙2)
・福祉医療費請求書(別紙3)
・福祉医療費(社会保険分)請求総括表(別紙4)
乳幼児医療に係るレセプト等の記載方法について
(平成16年10 <b>月1日診療から)(別紙5)</b> 9
1 乳幼児医療のみ(他公費併用なし)の場合
2 精神と併用の場合
3 特定疾患と併用の場合
福祉医療費請求書の記載方法(平成16年10月1日診療から)(別紙6) 41

## 平成16年10月1日からの福祉医療費公費負担制度の取扱いについて

## 1 乳幼児医療費助成制度について

## (1) 改正内容

- ① 対象年齢の拡大
  - 入院・通院とも就学前まで対象となります。
- ② 一部負担金の導入
  - <通 院> 医療機関ごとに1日500円。ただし、医療機関ごとに<u>月4日まで</u>の徴収を限度とします。
    <入 院> 医療機関ごとに1日500円。ただし、医療機関ごとに月14日までの徴収を限度とします。

## (2) 一部負担金

## ① 取扱い

	区 分	一部負担金の取扱い	
保	険医療機関	医療機関ごとに 1 日 500 円 [通院月 4 日・入院月 14 日を限度]	国民健康保険若しくは社会保険の自
	同一医療機関におけ る複数診療科受診	医科診療で1日500円[通院月4日・入院月14日を限度] 歯科診療で1日500円[通院月4日・入院月14日を限度]	己負担額又は国若    しくは地方公共団    体が負担する医療
訪	問看護	訪問看護事業者ごとに1日500円 [月4日を限度]	総付に係る自己負担額が500円未満
	道整復・はり・灸・ ん摩・マッサージ	施術所ごとに1日500円 [月4日を限度]	の場合はその額が1日の負担額
保	険薬局 (院外処方)	一部負担金なし	

## ② 事例

事 例	一部負担金の取扱い
同じ月に2以上の医療 機関へ受診した場合	それぞれの医療機関ごとに、1カ月の上限日数(通院4日・入院14日)に 達するまで一部負担金を徴収。
同一医療機関において 同日に2回以上受診し	<ul> <li>● いずれも医科診療(若しくは歯科診療)の場合</li> <li>1日500円を徴収。</li> <li>1回目の一部負担金が500円に満たない場合は、2回目以降に500円に達するまで徴収。(この日は通院1日と数える。)</li> </ul>
た場合 (午前と午後の受診等)	● 1回目が医科診療で2回目が歯科診療の場合 1回目に医科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を徴収。 2回目に歯科診療で500円(500円に満たない場合はその額)を徴収。 (この日は医科の通院で1日,歯科の通院で1日と数える。)
通院後即日入院となっ た場合	1 日 500 円を徴収。(この日は入院1日と数える。)
午前中通院した後に容態が急変して午後に再度通院し即日入院となった場合	午前は通院に係る医療費として500円を徴収し、午後は入院に係る医療費として500円を徴収。(この日は通院1日・入院1日と数える。)
月を超えて継続入院した場合	各月ごとに上限日数 (14日) に達するまで一部負担金を徴収。 例:10月17日から11月20日まで入院した場合 10月の入院日数は15日のため、500円×14日の一部負担金を徴収。 11月の入院日数は20日のため、500円×14日の一部負担金を徴収。

## ③ 徴収方法

医療機関の窓口で徴収する乳幼児医療一部負担金に10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数を四捨五入して10円単位で徴収します。

## (3) 一部負担金の導入に係る各市町村の対応状況

別紙1のとおり

### (4) 受給者証

別紙2のとおり。

医療機関の窓口において患者徴収額がわかるように、『乳幼児医療一部負担金限度額』を記載していますので、**必ず受給者証を確認のうえ一部負担金を徴収してください**。

## ※ 市町村によって一部負担金がない場合又は限度額が異なる場合があります。

徴収もれや過徴収などがあった場合は、審査支払機関からレセプトを返戻させていただくこともありますので注意してください。

## (5) 福祉医療費請求書

別紙3のとおり。

平成16年10月1日診療からは、必ず新様式を使用してください。

ただし,平成16年9月診療以前のものは旧様式を使用し,上部にまとめて提出してください。

### (6) 福祉医療費請求総括表

別紙4のとおり。

平成16年10月1日診療からは、必ず新様式を使用してください。(旧様式の使用は不可)

## (7) レセプト等の記載方法

別紙5のとおり。

記載不備があった場合は,審査支払機関からレセプトを返戻させていただくこともありますので 注意してください。

## 2 老人医療費助成制度について

## (1) 改正内容

平成16年10月1日から対象年齢を1歳ずつ引き上げて段階的に廃止します。

## (2) 一部負担金及び給付内容

従前どおりとします。

### 3 重度心身障害者医療費助成制度について

従前どおりとします。(~平成18年7月31日) 平成18年8月1日から一部負担金の導入を予定しています。

## 4 ひとり親家庭等医療費助成制度について

従前どおりとします。(~平成18年7月31日) 平成18年8月1日から一部負担金の導入を予定しています。

## 5 その他

様式変更に伴う平成16年10月1日診療からの福祉医療費請求書の記載方法は、別紙6のとおり。

<問い合わせ先> 広島県福祉保健部長寿社会総室国保医療室 老人医療グループ 電話番号 県庁代表 082-228-2111 内線 3214

(別紙1)

## 10月1日からの乳幼児医療費助成制度見直し(自己負担金の徴収)に係る各市町村の対応状況

( 16.7.16現在 広 島 県 )

	市町	村 名		対 応 状 況	区分
呉市	竹原市	三原市	尾道市		
因島市	福山市	府中市	大竹市		
東広島市	安芸高田市	海田町	坂 町		
江田島町	蒲刈町	宮島町	能美町		
沖美町	大柿町	加計町	筒賀村	1 医療機関につき 1 日 <b>5 0 0 円</b> の自己負担   金を徴収	
戸河内町	千代田町	豊平町	黒瀬町	ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は	<b>A</b>
福富町	豊栄町	河内町	安芸津町	入院月14日まで、通院月4日まで	(43)
安浦町	豊浜町	豊町	瀬戸田町	(県制度に同じ)	
大崎上島町	御調町	久井町	向島町		
沼隈町	神辺町	油木町	神石町		
豊松村	三和町	高野町			
	広!	島市		①乳児(O歳児)及び※乳児健康相談受診者 等については入院は無料,通院は初診料算 定時に1日500円の自己負担金を徴収 (月4日まで) ②その他の者は,区分「A」に同じ	<b>B</b> (1)
	湯	来町		入院は無料,通院は初診料算定時に1日 500円の自己負担金を徴収(月4日まで)	<b>C</b> (1)
庄原市	廿日市市	府中町	熊野町		
大野町	大朝町	大和町	総領町	当面は入院・通院とも無料	<b>D</b> (12)
西城町	東城町	口和町	比和町		(12)
三次市	音戸町	倉橋町	芸北町	対応が未決定	
本郷町	甲山町	世羅町	世羅西町	対応が未決定の市町村においても、上記 区分(A~D)のいずれかに該当する予 定です。	(8)

<sup>※</sup>広島市の「乳児健康相談受診者等」とは、広島市が実施する4か月児健康相談及びこれと同等の健康診査等の受診者をいい、受診者証に①又は②の該当する負担区分が記載されています。

(注)対象年齢,所得制限等については,市町村によって取扱いが異なる場合がありますので, 詳細は各市町村へお問い合わせください。

(別紙2)

## 10 月 1 日からの新様式

[色:うすい紫色]

(表)

乳幼児医療費受給者証 公費負担者番号 9034 公費負担医療の 受給者番号 乳 氏 名 男・女 幼 月 生年月日 日 児 氏 名 保 護 住 所 者 一部負担金(自己負担) 500円/日(月4日まで) 通院 限 度 500円/日(月14日まで) 入院 平成 年 月 日から 有効期間 平成 年 月 日 まで 発行機関名 及び印 交付年月日 平成 年 月 日

(裏)

### 注 意 事 項

- この証は、乳幼児医療費の支給を受けることができる証で 1.
- すから大切に保持してください。 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証 (又は組合員証) に添えてこの証を必ず窓口に提出してくだ
- この証で診療を受けた場合は、この証の表面に記載された 金額及び日数を限度とする一部負担金を保険医療機関(同一 金成及び日数を成及とりる。 の保険医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、 それぞれ別の医療機関とみなす。)ごとに支払って下さい。 なお、保険薬局で薬剤の支給を受けた場合は、一部負担金 を支払う必要はありません。
- 4. 200 床以上の病院での紹介状なしの初診料、健康診断、 予防接種、歯列矯正、室料差額、おむつ代など保険給付が 行われないものについては、乳幼児医療費の支給対象とは なりません。
- この証に記載してある事項に変更があった場合には、速や かに市町村長に届け出てください。
- 受給資格がなくなったとき、又は、この証の有効期間が切 れたときは、この証を使用することができませんので、速や かに市町村長に返還してください。
- この証が破れたり、汚れたり、又は亡失したときは、再交 付申請をしてください。
- この証は、県外の保険医療機関等で診療を受ける場合には 使用できません。県外の医療機関で診療を受けたときは、医 療費支給申請書(償還払分)の診療報酬領収証明書欄に医療 機関の証明を受けて、市町村窓口に医療費の支給を申請して ください。

(別紙3)

							入	院	入『	完 外
l	医	<b>£</b> (1	盐	私	調	겖	1本入	7 髙入 9	2本外	8 高外 9
ı	区	14	洒	17	H/HJ	Hi	3三入		4 三外	
ı							5家入	9 高入 8	6 家外	0 高外 8

## 福祉医療費請求書

平成 年 月 日

平成 年 月分の福祉医療費(乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭等)を下記のとおり請求します。

## 市町村長 殿

医療機関等コード

医療機関等の所在地及び名称 開 設 者 氏 名

(印)

円

他 公 費 公費負担者番号			3	4						:費負i 給 者								
福祉 医療公費負担者番号			3	4						:医療: の受給			Ì					
受給者氏名												明・大	•昭•	平	年	J	(男・ ]	女) 日生
被保険者証	(記	2号)							保『	魚 種	別		社	会	伢	2	険	
記 号 番 号	(番	号)							保険	含者番	号							
			保	険	者						高	齢者				人保		î
診療実日数		日		担割		7 1	割	8割	9割	8割		9 售	1	8割	1		割	10 生
			-,	,	, 1					O 급1	I	I	一般	〇 剖	I	Π	一般	10 割
	保	険				点				保	険			円	薬	剤一	部負担	金額
保険診療総 点数	公費					点	一音	<b>『</b> 負担	金額	公費	1			円				円
	公費	£2				点			•	公費	2			円				
備考																	長	8

決定点数   **
-----------

- (注) 1 社保分のみに使用すること。
  - 2 入院・入院外の欄中「本人・三歳未満・家族・高齢者9割・高齢者8割」の該当番号に必ず○印をすること。 (高齢受給者及び老人保健受給者は高齢者に該当する。)
  - 3 診療実日数及び保険診療総点数欄は必ず記入すること。
  - 4 保険者負担割合の該当欄に必ず○印をすること。高齢者とは、医療保険各法による高齢受給者のこと。 「高齢受給者証」に明記されている一部負担割合が2割のときは8割に○印を、一部負担割合が1割のときは 9割、I、Ⅱ又は一般のいずれかに 印をすること。
  - 5 薬剤一部負担金額欄は、福祉医療費で支払うもののみ記入すること。 なお、6歳未満、高齢受給者及び老人保健に係るものについては、記入する必要はありません。
  - 6 ※印欄は記入しないでください。

(別紙4)

受	*
年 月分 付	
福祉医療費(社会保険分)請求総括表 〒	
医療機関等コード 所在地	
療	医歯調訪
等名称	F- F- 19-3
下町村 コード     件 数 (訪問看護の場合は総額)	備  考
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4 3 4 3 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
3 4	
$3 \mid 4 \mid \qquad \mid \qquad \mid$	

- (注) 1 社保分(乳幼児医療, 重度心身障害者医療, ひとり親家庭等医療) について国保連合会へ提出すること。
  - 2 市町村コード欄は、福祉医療費請求書の福祉医療公費負担者番号欄の太枠部分を記入し、市町村コード ごとに乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等の合計件数及び合計点数を記入すること。

(別紙5)

## 乳幼児医療に係るレセプト等の記載方法について(平成16年10月1日診療から)

## 1 乳幼児医療のみ(他公費併用なし)の場合

【事例1】医療機関(院内処方)における入院外診療2割(3歳未満)で、1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合

## (1) 患者負担額(窓口徴収額)

## この事例の場合

- ・1 日目は医療保険の自己負担額が 2,000 円のため患者から 500 円を徴収し、1,500 円を福祉医療へ請求します。
- 2 日目は医療保険の自己負担額が 1,504 円のため患者から 500 円を徴収し、1,004 円 を福祉医療へ請求します。
- ・3 日目は医療保険の自己負担額が500円に満たないため、満たない額(200円)を患者から徴収します。
- ・4 日目は患者負担額に 10 円未満の端数が生じるため, 10 円未満を四捨五入し 10 円単位で徴収し,4 円を福祉医療へ請求します。
- ・同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とするため、 5日目の患者負担はありません。(1,600円を福祉医療へ請求します。)

	診療	内 容	医療保険の	福祉医療(	90 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額	自己負担額B (A×2)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)
1日目	1,000 点	8,000円	2,000 円	500 円	1,500 円
2日目	752 点	6,016 円	1,504 円	500 円	1,004 円
3日目	100 点	800円	200 円	200 円	_
4日目	142 点	1,136 円	284 円	280 円	4円
5日目	800 点	6,400 円	1,600 円	_	1,600 円
合 計	2,794 点	22,352 円	5,588 円	1,480 円	4,108 円

福祉医療への請求額=医療保険の自己負担額B (5,588円) - 窓口徴収額C (1,480円) =4,108円

## (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載方法

## ① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

『公費負担者番号(1)』及び『受給者番号(1)』に乳幼児医療の番号を記載します。

	_ ''-	ш	70	/	•	0 / //	н н	ш 🧳		747 01	<u> </u>	- 14	, <u> </u>	н 🗕 🗁	<b>,, O</b>	, , ,
市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②									公費負担医 療の受給者 番号②							

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

ш			-,,,		1.2 . 0 .	., . —	 	, ,	
	保	請	求	点	*	決	定	点	一部負担金額 円
療養	険	2,	794						減額 割 (円) 免除・支払猶予
食の給	公費①			点	*			点	1, 480
付	公費②			点	*			点	円

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号									他公費負担医療の 受給者番号							
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	2, 794 点		保 険	円
保険診療総 点 数	公費①	点	一部負担金額	公費①	1, 480 円
	公費②	点		公費②	円

【事例2】医療機関(院外処方)における入院外診療3割(3歳以上)で、1カ月に次の 5日間の診療を受けたとする場合

## (1) 医療機関における患者負担額(窓口徴収額)

## この事例の場合

- ・1 日目は医療保険の自己負担額が 3,000 円のため患者から 500 円を徴収し、2,500 円を福祉医療へ請求します。
- 2 日目は医療保険の自己負担額が 2,256 円のため患者から 500 円を徴収し、1,756 円 を福祉医療へ請求します。
- ・3 日目は医療保険の自己負担額が500円に満たないため、満たない額(300円)を患者から徴収します。
- ・4 日目は患者負担額に 10 円未満の端数が生じるため、10 円未満を四捨五入し 10 円単位で徴収します。
- ・同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とするため、 5日目の患者負担はありません。(2,400円を福祉医療へ請求します。)

	診 療	内 容	医療保険の	福祉医療(	90 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額	自己負担額B (A×3)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)
1日目	1,000 点	7,000 円	3,000 円	500 円	2,500 円
2日目	752 点	5,264 円	2,256 円	500 円	1,756 円
3日目	100 点	700 円	300 円	300 円	_
4日目	142 点	994 円	426 円	430 円	△4 円
5日目	800点	5,600 円	2,400 円	_	2,400 円
合 計	2,794 点	19,558 円	8,382 円	1,730 円	6,652 円

福祉医療への請求額=医療保険の自己負担額B (8.382 円) - 窓口徴収額C (1.730 円) =6.652 円

## (2) 保険薬局における患者負担額(窓口徴収額)

- ・従来どおり患者負担(窓口徴収)はありません。
- ・医療保険の自己負担額を福祉医療へ請求します。

	診 療	内 容	医療保険の	福祉医療(	90 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額	自己負担額B	患者負担額	公費負担額
	小心/不安久 <i>八</i>	N-157/10 1 7 119	$(A \times 3)$	(窓口徴収額) C	(B-C)
1日目	168 点	1,176 円	504 円		504 円
2日目	188点	1,316 円	564 円		564 円
3日目	188 点	1,316 円	564 円		564 円
4日目	168 点	1,176 円	504 円		504 円
5日目	168 点	1,176 円	504 円		504 円
合 計	880 円	6,160 円	2,640 円	_	2,640 円

福祉医療への請求額=医療保険の自己負担額B(2.640円)

## (3) レセプト及び福祉医療費請求書の記載方法

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

## < 医科 >

『公費負担者番号①』及び『受給者番号①』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②									公費負担医 療の受給者 番号②							

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

Ш	1010/	13———191			10.0.	F> \ \	H- 174 -	0.70	
	保	請	求	沪	*	決	j	定 点	一部負担金額 円
療	険	2,	794						減額 割 (円) 免除・支払猶予
養の	公費①			点	*			点	1,730
給付	公 費 ②			点	*			点	PI

## < 調 剤 > 従来どおり

『公費負担者番号①』及び『受給者番号①』に乳幼児医療の番号を記載します。

	<u> </u>	Ц	1.7	/	•		ΉН	шу		747 11	///1/	· / ш	,,	. нцт	~	<u>^ / 0</u>
市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②									公費負担医 療の受給者 番号②							

『一部負担金額 公費①』への記載は不要です。(空欄)

-	1.1 > 11		• • •				 , ,		•
保		請	求	点	*	決	定	点	一部負担金額 円
険		880							減額 割(円)免除・支払猶予
公				点	*			点	円
費									
1									
公				点	*			点	円
費									
2									

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

## <医科>

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号									他公費負担医療の 受給者番号							
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	2, 794 点		保険	円
保険診療総 点数	公費①	点	一部負担金額	公費①	1,730 円
	公費②	点		公費②	円

## **<調 剤> 従来どおり**(※ただし福祉医療費請求書の様式変更あり)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

	四只	71.	7. E	Η'/J	J //	.0		いし、口	'田' '、	/引 (C4G9J) G区()	ドヘンと	H /J	باء ٹ	単人 し	<i>( b )</i>	0	
他 公公公費負担者	費 番号									他公費負担医療の 受給者番号							
福祉 医公費負担者	療 番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

## 『一部負担金額 公費①』への記載は不要です。(空欄)

	保 険	880	点		保 険	円
保険診療総 点 数	公費①		点	一部負担金額	公費①	円
	公費②		沪		公費②	円

## 【事例3】3歳以上(3割)で30日の入院の場合

医療費が 500,000 円

食事療養費が 57,600 円 (1,920 円×30 日), 食事療養費標準負担額が 1 日780円

## (1) 患者負担額(窓口徴収額)

## ア 医療費

- 入院 14 日目までの患者負担額(窓口徴収額) 1 医療機関につき 1 日 500 円を徴収します。
- 入院 15 日目以降の患者負担額(窓口徴収額) 患者負担(窓口徴収)はありません。
- 福祉医療への請求額医療保険の自己負担額から患者負担額(窓口徴収額)を控除した額とします。イ 食事療養費
  - 患者負担額(窓口徴収額) 標準負担額に入院日数を乗じた額とします。(※福祉医療では食事に係る自己負担部分についての公費負担は行いません。)
  - 保険給付額 食事療養費から患者負担額を控除した額とします。

## ア 医療費:500,000円

保険給付額 425,110 円

 $(350,000 \, eta \, (500,000 \, eta \times 0.7))$ 

75,110 円(500,000 円×0.3-74,890 円※)

、※72,300 円+(500,000 円−241,000 円)×1%= 74,890 円

・患者負担額 (乳幼児―部負担金) 7,000 円 (500 円×14 日)

・福祉医療公費負担額 67,890 円(500,000 円×0.3-(75,110 円+7,000 円))

7割 ———		— 3割 —	
保険給付 350,000円	高額療養費 75,110 円	福祉医療 67,890 円	患者負担 7,000 円

イ 食事療養費: 57,600円

•保険給付額 34,200 円(57,600 円-23,400 円)

・患者負担額 23,400 円 (780 円×30 日)

保険給付 34,200円	患者負担 23,400円
--------------	--------------

## ウ合計

・保険給付額 459,310 円(425,110 円+34,200 円) ・患者負担額 30,400 円(7,000 円+23,400 円)

・福祉医療公費負担額 67.890 円

## (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載方法

## ① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

『公費負担者番号①』及び『受給者番号①』に乳幼児医療の番号を記載します。

	/ 11	I	, (	70 1/	•		1111	ц У		47 LF	<u> →</u> //31 < .	- ш	,	н		• / 0
市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負担者番号 ①	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②									公費負担医 療の受給者 番号②							

## 『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

	/III	請	求 点	*	決	定点	一部負担金額 円		/III	日	請求円	※決定円	(標準負担額)円
,H:	保険	50,	000					食	保険	30	57, 600		23, 400
療							減額 割 円 角除・対道野		150				
養	$\Delta$		点	*		点	円	事	公	日	円	円	円
の *^	貝						7, 000	,++:	費				
給	)							療	1				
付			点	.   *		点	円		公	目	円	円	円
	費							養	費				
	2								2				

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号									他公費負担医療の 受給者番号							
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

## 『一部負担金額 公費①』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	50, 000 点		保 険	Р
保険診療総 点数	公費①	点	一部負担金額	公費①	7, 000 🖽
	公費②	沪		公費②	F

## 2 精神と併用の場合

【事例1】医療機関(院内処方)における入院外診療3割(3歳以上)で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(全額21精神公費対象医療)

## (1) 患者負担額(窓口徴収額)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額) C 21 精神自己負担額(総点数の0.5割) Bと500円(1医療機関における乳幼児医療 一部負担日額)を比較し、少ない方の額とします。
- 通院5日目以降の患者負担額(窓口徴収額) C 患者負担(窓口徴収)はありません。
- 福祉医療への請求額 21 精神自己負担額Bから患者負担額(窓口徴収額) Cを控除した額とします。

## この事例の場合

- 1 日目は 21 精神の自己負担額が 875 円のため患者から 500 円を徴収し、375 円を福祉医療 へ請求します。
- 2 日目は 21 精神の自己負担額が 1,261 円のため患者から 500 円を徴収し、761 円を福祉医療へ請求します。
- 3 日目は 21 精神の自己負担額が 500 円に満たないため、満たない額 (150 円) を患者から 徴収します。
- ・4 日目は 21 精神の自己負担額に 10 円未満の端数が生じるため, 10 円未満を四捨五入し 10 円単位で徴収し,1 円を福祉医療へ請求します。
- ・同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とするため、5日目の 患者負担はありません。(800円を福祉医療へ請求します。)

	診療	內容	21 *	青神	福祉医療(90 乳幼児)				
診療日数	総点数 A	保険給付額	21 公費負担額 (A×3-B)	自己負担額B (A×0.5)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)			
1月目	1,750 点	12,250 円	4,375 円	875 円	500 円	375 円			
2月目	2,522 点	17,654 円	6,305 円	1,261 円	500 円	761 円			
3月目	300点	2,100 円	750 円	150 円	150 円				
4日目	542 点	3,794 円	1,355 円	271 円	270 円	1円			
5月目	1,600 点	11,200 円	4,000 円	800 円		800 円			
合 計	6,714 点	46,998 円	16,785 円	3,357 円	1,420 円	1,937 円			

福祉医療への請求額=21 精神自己負担額B (3,357円) -窓口徴収額C (1,420円) =1,937円

## (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

『小費負担者悉号②』 及び	『受給者悉号②』	に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	2	1	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号②	0	0	0	0	0	0	0

## 『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

					1000		 	-	
	保	請	求	点	*	決	定	沪	一部負担金額 円
療	険	6,	714						
養	150								減額 割(円)免除・支払猶予
食の	公			点	*			点	円
	費								
給	1								
付	公			点	*			点	円
	費								1, 420
	2								

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号	2	1	3	4	0	0	0	0	他公費負担医療の 受給者番号	0	0	0	0	0	0	0
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

## 『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	6,714点		保 険	円
保険診療総 点 数	公費①	点	一部負担金額	公費①	円
	公費②	点		公費②	1, 420 円

【事例2】医療機関(院外処方)における入院外診療3割(3歳以上)で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(全額21精神公費対象医療)

## (1) 医療機関における患者負担額(窓口徴収額)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額)C 21精神自己負担額(総点数の0.5割)Bと500円(1医療機関における乳幼児医療 一部負担日額)を比較し、少ない方の額とします。
- 通院5月目以降の患者負担額(窓口徴収額) C 患者負担(窓口徴収)はありません。
- 福祉医療への請求額 21 精神自己負担額Bから患者負担額(窓口徴収額) Cを控除した額とします。

### この事例の場合

- ・1 日目は 21 精神の自己負担額が 875 円のため患者から 500 円を徴収し、375 円を福祉医療 へ請求します。
- 2 日目は 21 精神の自己負担額が 1,261 円のため患者から 500 円を徴収し、761 円を福祉医療へ請求します。
- 3 日目は 21 精神の自己負担額が 500 円に満たないため、満たない額 (150 円) を患者から 徴収します。
- ・4 日目は 21 精神の自己負担額に 10 円未満の端数が生じるため,10 円未満を四捨五入し 10 円単位で徴収し,1 円を福祉医療へ請求します。
- ・同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とするため、5日目の 患者負担はありません。(800円を福祉医療へ請求します。)

	診療	內容	21 #	青神	福祉医療(90 乳幼児)				
診療日数	総点数 A	保険給付額	21 公費負担額 (A×3-B)	自己負担額B (A×0.5)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)			
1月目	1,750 点	12,250 円	4,375 円	875 円	500 円	375 円			
2月目	2,522 点	17,654 円	6,305 円	1,261 円	500 円	761 円			
3月目	300 点	2,100 円	750 円	150 円	150 円				
4月目	542 点	3,794 円	1,355 円	271 円	270 円	1円			
5月目	1,600 点	11,200 円	4,000 円	800 円	_	800 円			
合 計	6,714 点	46,998 円	16,785 円	3,357 円	1,420 円	1,937 円			

福祉医療への請求額=21 精神自己負担額B (3,357円) -窓口徴収額C (1,420円) =1,937円

## (2) 保険薬局における患者負担額(窓口徴収額)

- ・従来どおり患者負担(窓口徴収)はありません。
- ・21 精神自己負担額を福祉医療へ請求します。

	診療	內容	21 #	青神	福祉医療(9	0 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額	21 公費負担額 (A×3-B)	自己負担額B (A×0.5)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)
1月目	168点	1,176 円	420 円	84 円	_	84 円
2月目	188点	1,316 円	470 円	94 円	_	94 円
3月目	188点	1,316 円	470 円	94 円	_	94 円
4月目	168点	1,176 円	420 円	84 円	_	84 円
5月目	168点	1,176 円	420 円	84 円	_	84 円
合 計	880 点	6,160 円	2,200 円	440 円	_	440 円

福祉医療への請求額=21 精神自己負担額B (440円)

## (3) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

## ① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

## < 医科 >

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番号							H-D-		老人医療の 受給者番号							
公費負担者番号①	2	1	ಇ	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号②	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

ш		(1)———————		_			.,	 						
	保	請		求	沪	*	決	定	沪		一部負	担金	額	円
療	険	6,	7 1	4										
養	欧									減額	割 (円)	免除・	支払猶	予
	公				点	*			点					円
0)	費													
給	1													
付	公				点	*			点					円
	費										1,	42	0	
	2													

## < 調 剤 > 従来どおり

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	2	1	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号②	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』への記載は不要です。(空欄)

保	請	求 点	*	決	定	点	一部負担金額 円
険	880						減額 割 (円) 免除・支払猶予
公		点	*			点	円
<b>費</b> ①							
公		点	*			点	円
費							
2							

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

## < 医科 >

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

	/ \J-	<b>→</b>	U 7			U -/-	I H H	Ц	- 10/3/0 D	, - F	<u> </u>	o I	<del>1</del> /4 0	0,	U	
他 公 費 公費負担者番号	2	1	3	4	0	0	0	0	他公費負担医療の 受給者番号	0	0	0	0	0	0	0
福祉 医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	6,714点		保 険	円
保険診療総 点 数	公費①	点	一部負担金額	公費①	円
	公費②	点		公費②	1, 420 円

## <調剤> 従来どおり(※ただし福祉医療費請求書の様式変更あり)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

Ш	田田区原厶貝見	≺1 <u>⊏</u> ~	日田	그리	// (	J' []	メルド	17H F	ロク	してもありしたが	マノ田	. J.G	- 日山里		<b>→</b> 9 c		
	他 公 費 公費負担者番号	2	1	3	4	0	0	0	0	他公費負担医療の 受給者番号	0	0	0	0	0	0	0
	福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

## 『一部負担金額 公費②』への記載は不要です。(空欄)

	保険	880 点		保険	円
保険診療総 点 数	公費①	点	一部負担金額	公費①	円
	公費②	点		公費②	円

で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(21精神公費対象医療と公費対象 【事例3】 医療機関(院内処方)における入院外診療3割(3歳以上)

## (窓口徴収額) 外医療の併用) 患者負担額 (1)

(窓口徴収額) 通院4日目までの患者負担額

Dの合計額E (公費対象外医療に係る総点数の3割) 21 精神自己負担額(公費対象医療に係る総点数の 0.5 割)B 及び医療保険の自己負担額500円(1 医療機関における乳幼児医療一部負担日額)を比較し,少ない方の額とします。通院 5 日目以降の患者負担額(窓口徴収額)F 患者負担(窓口徴収)はありません。福者負担(窓口徴収)はありません。福祉医療への請求額 21 精神自己負担額(公費対象医療に係る総点数の 0.5 割)B 及び医療保険の自己負担額ら患者負担額(総口徴収額)Fを控除した額とします。

4)

0

 $\bigcirc$ 

Dの合計額Eか (公費対象外医療に係る総点数の3割)

## <21 精神公費対象外医療〕

### ⊕ 006 438 H $3,450~ \square$ 1,266 円 1,800 円 7,854 円 自己負担額D 医療保険の $(C \times B)$ (N) $2,100 \, \mathbb{H}$ $\mathbb{H}$ 保険給付額 8,050 円 2.954 円 1,022 円 4,200 ⊞ 18,326 診療内容 300 点 146 点 公費対象外 1,150 点 41( 位 009 恒 総点数C 2,618, 422 日数 Ш 2 H 3 4 H 5 診療 ĮП

## <21 精神公費対象医療>

	診療	診療内容	21 精神	青神
診療日数	公費対象	保険給付額	21 公費負担額	自己負担額B
	総点数A		$(A \times 3 - B)$	$(A \times 0.5)$
1日日	3,050 点	$21,350\; \boxminus$	7,625~ oxdot	$1,525~ \boxplus$
$2 \exists \exists$	2,100 点	14,700 円	5,250~ oxdot	$1,050\ oxdot$
3 ∄ ∄	_	_	_	
4 ⊟ 目	542 点	3,794~ oxdot	$1,355~ \boxplus$	$271\ oxdot$
2日日	1,600 点	11,200 円	4,000 円	800 田
台	7,292 点	51,044 円	$18,230~ egin{smallmatrix} eg$	① 3,646 ⊞

## 仁 仙人

$9,500~ egin{pmatrix} egin{pmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 0 &$	$2,000\ \boxminus$	11,500~ oxdot	<□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
$2,600~ egin{pmatrix} \egn{pmatrix} \egn$		$2,600~ egin{pmatrix} \egn{pmatrix} \egn$	2日日
209 円	日 002	日 602	4 ∃ ∃
400 ⊞	$\boxplus 002$	⊞ 006	3 ∄ ∄
$1,\!816~ \boxplus$	$\boxplus 002$	$2,316\ oxdot$	$2 \; \exists \; \exists$
4,475 ⊞	日 002	4,975~ oxdot	1日日
公費負担額 (E-F)	患者負担額 (窓口徴収額) F	自己負担領E (①+②)	診療日数
0 乳幼児)	福祉医療(90 乳幼児)	白三各扣網匠	

一窓口徴収額F (2,000円)=9,500円 福祉医療への請求額=自己負担額臣 (11,500円)

## この事例の場合

- ・1 日目は患者負担額が 4,975 円のため患者から 500 円を徴収し, 4,475 円を 福祉医療へ請求します
  - 1,816 円を 2 日目は患者負担額が 2,316 円のため患者から 500 円を徴収し, 福祉医療へ請求します
- 400 円を福祉 3月目は患者負担額が900円のため患者から500円を徴収し, 医療へ請求します
- 209 円を福祉 4日目は患者負担額が709円のため患者から500円を徴収し, 医療へ請求します
- 同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とする ため,5日目の患者負担はありません。(2,600円を福祉医療へ請求します。)

# (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

## 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト) $\Theta$

_	端	
を記載	1	!
額を	乓	
徴权	色	
級口	赵	
ン に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	*	
毒(2)	乓	0
額公	₩	9
祖金	HILL	о́
-部負担	Ē	K 険
_		操
ے		
えします。		
己載し		
番号を記載		
)番号		
医療の		
三三		
』 に乳幼	老人医癖の	给者番号
	117	Hrl
者番号②		
网络		
i S		
M 区		
10 11 12 13 14 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16		
<b>松</b>		
負担		
[公費]	計画社	# 中

類を記載します。	- 部負担金額下	氨徵 型(E) 光欧·人名绍丁			2, 000
徴权	定		岸		岸
級口	此				
	*		*		*
[担金額 公費②	請 浓 点 9, 910		点 7,292		屯
部負担	保 傸		公費の	-	公章の
1	療	1	<b>変の</b> 幼		t
	**	111	W 0 v	_	
# *			0		0 0 0 0
_	*************			L	0
計量			0	L	0
番号を記載			0		0
の番			0	L	0
き療の			0		0
児			0		0
②』に乳幼児医療(	老人医療の 受給者番号	100	公費負担医療の受給者 番号①	th 44 dis	公實員担医 療の受給者 番号②
番号(			0		0
加			0		0
「別給			0		0
3			0		0
」 及			4		4
者番号②』及			3		က
本等			1		0
型			2		<u></u> თ
[公費負	市町村番 号	#	公貞 担者番 号 ①	#	出 相 8 8 8

## 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書) (3)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

0	0
	0 0
0	0
	0
0	0
0	0
1	0
$(u  \triangle  \frac{1}{2})$ $(u $	福祉医療公費負担 医療の受給者番号
0	0
0	0
0	0
0	3 4 0
4	4
က	က
1	0
. 2	6
番号	番号
他 公 公費負担者番	福 祉 医公費負担者番
# 14	4€ 74

公費②』に窓口徴収額を記載します 一部負担金額

	E	⊞ 0
		2, 00
米	公費①	公費②
	一部負担金額	
1 O i	2 点	岸
<u>ე</u>	2 9	
ດ໌	7,	
光	公費①	公費②
<del></del>	保険診療総 点数 2/2	7

・総点数 (合計): 9,910 点

(31 精神公費対象医療 7,292 点+21 精神公費対象外医療 2,618 点)

(21 精神公費対象医療 51,044 円+21 精神公費対象外 18,326 円) 保険給付額:69,370 円

・21 精神公費負担額: 18,230 円 ·福祉医療公費負担額:9,500 円

・患者負担額 (窓口徴収額): 2,000 円

で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(21精神公費対象医療と公費対象 (3歳以上) (院外処方) における入院外診療3割 外医療の併用) 【事例4】 医療機関

## (窓口徴収額) 医療機関における患者負担額 (1)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額)
- Dの合計額E 21 精神自己負担額(公費対象医療に係る総点数の 0.5 割)B及び医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の 3 割) 500 円(1 医療機関における乳幼児医療一部負担日額)を比較し,少ない方の額とします。

0

- 0

Dの合計額Eか 通院 5 日日以降の患者負担額(窓口衡収額)下 患者負担(窓口徴収)はありません。 福祉医療への請求額 21 精神自己負担額(公費対象医療に係る総点数の 0.5 割) B及び医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の 3 割) ら患者負担額(窓口徴収額)Fを控除した額とします。

## 191 建油水带对鱼区嵌入

		_						
	青神	自己負担額B (A×0.5)	$1,525~ \boxplus$	$1,050\ oxdot$		$271\ oxdot$	日 008	$\bigcirc 3,646\ egin{pmatrix} \bigcirc$
	21 精神	21 公費負担額 (A×3-B)	7,625 円	5,250~ oxdot	_	$1,355\ oxdot$	4,000 円	18,230 円
	内容	保険給付額	21,350 円	14,700 円		3,794~ oxdot	11,200 円	$51,044\ oxdot$
「凶米下掠く	診療内容	公費対象 総点数 A	3,050 点	2,100 点		542 点	1,600 点	7,292 点
へ 7 相仲公負 2 多 日 擬 7		診療日数	1日日	2日日	3 ∄ ∄	4 H H	1日日	수 計

## <21 精神公費対象外医療>

	自己負担額D (C×3)	3,450~ oxdot	$1,266~ \boxminus$	⊞ 006	$438 \mathbb{H}$	$1,\!800\: \boxplus$	② 7.854 円
医矫保膜		£	J	£	1	1	
診療内谷	保険給付額	$8,050\ oxed{\mathbb{H}}$	2,954~ oxdot	$2,100~ {\mathbb H}$	1,022~ oxdot	4,200~ oxdot	18,326 円
砂煤	公費対象外 総点数C	1,150 点	422 点	当 008	146 点	当 009	2,618 点
	診療日数	1日目	$2 \exists \exists$	3 ∄ ∄	4 ⊟ ⊟	5日日	台

## **⋴**

	ロコ色甘格氏	福祉医療(90 乳幼児)	0 乳幼児)
診療日数	( (1)+(2)	患者負担額 (窓口徴収額) F	公費負担額 (E-F)
1日日	$4,975\ oxdot$	200 日	4,475 円
2 ∃ ∃	$2,316\ \square$	200 日	$1,816\ orall$
3 ∄ ∄	⊞ 006	500 円	400 円
4日日	⊞ 602	500 円	209 円
2日日	2,600~ oxdot		2,600~ oxdot
合計	$11,500~\boxminus$	$2,000~ egin{pmatrix} \egn{pmatrix} \egn$	$9,500\ oxdot$

福祉医療への請求額=自己負担額臣 (11,500円)

## この事例の場合

- 4,475 円を ・1 日目は患者負担額が 4,975 円のため患者から 500 円を徴収し, 福祉医療へ請求します。
- ・2 日目は患者負担額が 2,316 円のため患者から 500 円を徴収し, 1,816 円を 福祉医療へ請求しま
  - ・3 日目は患者負担額が 900 円のため患者から 500 円を徴収し,400 円を福祉 医療へ請求します。
- 209 円を福祉 ・4日目は患者負担額が709円のため患者から500円を徴収し, 医療へ請求します。
- 同一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とする 5日目の患者負担はありません。(2,600円を福祉医療へ請求します。) ため,

 $=9,500~ {\mathbb H}$ 一窓口徴収額F (2,000 円)

# (2) 保険薬局における患者負担額(窓口徴収額)

## <21 精神公費対象医療>

	診療	診療内容		青神	福祉医療(90 乳幼児)	) 乳幼児)
	八电斗在					
で派ュ数	公真这类	保険給付額	21 公費負担額	自己負担額B	患者負担額	公費負担額
	唇 下 数 A		$(A \times 3 - B)$	$(A \times 0.5)$	(窓口徴収額) C	(B-C)
1日日	244 点	1,708 円	⊞ 019	日221		122 円
2日日	378 点	2,646~ oxdot	日 246	⊞ 681		189 円
3 ⊟ ⊟						
4 ⊟ ⊟	426 点	$2,982~ \boxplus$	$1,065\ oxdot$	日 813		213 円
5日日	248 点	$1,736\ oxdot$	日 079	124 円	_	124 円
슈큐	1,296 点	9,072 円	3,240~ oxdot	日 848		648 円
	1		j			

福祉医療への請求額=21 精神自己負担額B (648円)

## <21 精神公費対象外医療>

	于事念	\$ H	1	11.41 压缩 (0)	(H T) (M)
	診猟	診療内容	医療保険の	倫化医療(90 乳幼児)	0 乳纫児)
診療日数	公費対象外 総点数A	保険給付額	自己負担額B (A×3)	患者負担額 (窓口徴収額)C	公費負担額 (B-C)
1日日	月68 点	1,176 円	504 円		504 円
2日日	当881	$1,316\ oxdot$	564 円		564 円
3日日	当881	$1,316\ {\mathbb H}$	564 円		564 円
4 ⊟ 目	当891	1,176 ⊞	504 円		504 円
5日日	168 点	$1,176\; \boxminus$	504 円	_	504 円
合計	当 088	$6,160\ oxdot$	2,640~ oxdot		$2,640~ egin{pmatrix} \egn{pmatrix} \egn$
李型片野	日 婦子幣 (	10000000000000000000000000000000000000	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	É	

福祉医療への請求額=医療保険の自己負担額B (2,640円)

<sup>・</sup>従来どおり患者負担(窓口徴収)はありません。

# (3) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

# ① 患者が国民健康保険の場合 (国保レセプト)

<医 枠>

『公費負担者番号②』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

7 o o 灩 保険 公費① 療養の給付  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0 0  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0 公費負担医 療の受給者 番号① 公費負担医 療の受給者 番号◎ 老人医療の 受給者番号  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0 0 0 4 4  $\mathfrak{S}$ ო  $\vdash$ 0  $\alpha$ တ **市町村** 番 号 公祖祖中中 建氯甲

割(円)免除·支払猶予 0 ④ 0 0 部負 ď 公費②』に窓口徴収額を記載します 減額 105 705 浬 \* \* \* Ø 框 0 ത N တ \* 部負担金額 公費③

総点数(合計): 9,910 点(21 精神公費対象医療 7,292 点+21 精神公費対象外医療 2,618 点)

· 保險給付額:69,370 円(21 精神公費対象医療 51,044 円+21 精神公費対象外 18,326 円)

21 精神公費負担額: 18,230 円

• 77 桐仲公复冥担锁:16,230 円• 福祉医療公費負担額:9,500 円

患者負担額 (窓口徴収額):2,000 円

<調 剤> 従来どおり

[公費負担者番号②]

帝 一世 中 中

に乳幼児医療の番号を記載します

及び『受給者番号』

老人医療の 受給者番号

割(円)免除·支払猶予 額 (#) 減額 41( 10( \* 40( 40(4 9 ω တ N Ø 保険 公費① 公費③  $\bigcirc$ 0

0

 $\bigcirc$ 

0

 $\bigcirc$ 

0

0

公費負担医 療の受給者 番号①

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

0

4

က

 $\overline{\phantom{a}}$ 

 $\alpha$ 

0

0

0

0

0

0

公費負担医療の受給者 素の受給者 番号®

0

0

0

0

4

ო

0

တ

公費 相 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 (3) ·総点数(合計):2,176 点(21 精神公費対象医療 1,296 点+21 精神公費対象外医療 880 点)

保險給付額:15,232 円 (21 精神公費対象医療 9,072 円+21 精神公費対象外 6,160 円)

21 精神公費負担額: 3,240 円

(21 精神公費対象医療 648 円+21 精神公費対象外医療 2,640 円) ·福祉医療公費負担額:3,288 円

・ 患者負担額 (窓口徴収額): な

# ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

〈医 本〉

	0	0
	0	0
	0	0
to.	0	0 0
載します。	0	0
딡	0	0
声	0	0
に乳幼児医療の番	他公費負担医療の 受 給 者 番 号	福祉医療公費負担 医療の受給者番号
:   197	0	0
等元	0	0 0 0
給者番	0	
	0	0
及び	4	3 4
岩』人	3	ဗ
無	1	0
相奉	2	6
公費負担	費 者番号	医 療 者番号
祉医療公	公 費負担	祉 費負担
「福」	每公	型 公

[一十部]

	E	田	田
			000
			2,
	保験	公費①	公費②
記載します。		一部負担金額	
』に窓口徴収額を記載し	9,910点	7,292点	点
i 公費②』	保険	公費①	公費②
部負担金額		険 診 療 点 数	

保織

**従来どおり**(※ただし福祉医療費請求書の様式変更あり) く調 ש>

 $\bigcirc$ 0 0 0  $\bigcirc$ 0 『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。 0 0 0  $\bigcirc$ 0 0 他公費負担医療の 受 給 者 番 号 福祉医療公費負担 医療の受給者番号 0 0 0 0 0 0 0 0 及び「 4 4 က ო 『福祉医療公費負担者番号』 0  $^{\circ}$ တ 他 公 費 公費負担者番号 福 祉 医 療 公費負担者番号

0

0

ı		·	
	E	H	E
	保験	公費①	公費②
< / >		一部負担金額	
	2,176点	1,296点	学
	保険	公費①	公費②
HYNTHW TYOU		保険診療総 点数	

_
(空欄)
への記載は不要です。
,
公費(2)』、

## 3 特定疾患と併用の場合

## ~ 51 特定疾患の自己負担額がある場合(特定疾患医療受給者証の公費負担者番号が 51346021)

【事例1】医療機関(院内処方)における入院外診療2割(3歳未満)で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(全額51特定疾患公費対象医療,特定疾患自己負担月額限度額が2,250円の場合)

## (1) 患者負担額(窓口徴収額)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額) C 51 特定疾患自己負担額Bと500円(1医療機関における乳幼児医療一部負担日額)を 比較し、少ない方の額とします。
- 通院5日目以降の患者負担額(窓口徴収額) C 患者負担(窓口徴収)はありません。
- 福祉医療への請求額 51 特定疾患自己負担額Bから患者負担額(窓口徴収額) Cを控除した額とします。

## この事例の場合

- ・1 日目は51 特定疾患の自己負担額が600 円のため患者から500 円を徴収し、100 円を福祉医療へ請求します。
- ・2 日目は51 特定疾患の自己負担額が884 円のため患者から500 円を徴収し、384 円を福祉医療へ請求します。
- ・3 日目は51 特定疾患の自己負担額が766円(月額上限2,250円-2 日目までの積算額1,484円)のため患者から500円を徴収し、266円を福祉医療へ請求します。
- ・3日目で51特定疾患の自己負担額が月額上限2,250円に達したため、4日目以降の患者負担額(窓口徴収額)はありません。

	診療	內容	51	特定疾患	福祉医療(90 乳幼児)				
診療日数	総点数A	保険給付額	51 公費負担額 (A×2-B)	51 自己負担額B (月額上限2,250円)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)			
1月目	300 点	2,400 円		600 円	500 円	100円			
2月目	442点	3,536 円		884 円	500 円	384 円			
3月目	1,750 点	14,000 円	2,734 円	766 円	500 円	266 円			
4月目	2,522 点	20,176 円	5,044 円		_	_			
5日目	600点	4,800 円	1,200 円	_	_	_			
合 計	5,614 点	44,912 円	8,978 円	2,250 円	1,500 円	750 円			

福祉医療への請求額=51 特定疾患自己負担額B (2,250 円) -窓口徴収額C (1,500 円) =750 円

## (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

## ① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	5	1	3	4	6	0	2	1	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号②	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

	1.1.2	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-		1-11-111-11			_
	保	請 求 点	*	決 定 .	竔	一部負担金額 円	
療	険	5, 614					
養	PX	[				減額 割 (円) 免除・支払猶予	
	公	点	*		竌	円	
0	費					2, 250	
給	1						
付	公	点	*		点	円	窓口徴収額
	費					1, 500	<b>◆</b>
	2						で記載する

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

	×15	TH.H	フュ	//	<u>ا</u> ا	$\times$ $^{\!$	LHH	1 / 7 5	(Cf Li2)   Li22/床。	/田/	1 -1	山中久	0	7 0		
他 公 費公費負担者番号	5	1	3	4	6	0	2	1	他公費負担医療の 受給者番号	0	0	0	0	0	0	0
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

	保 険	5, 614 点		保 険	円	
保険診療総 点数	公費①	点	一部負担金額	公費①	2, 250 円	
	公費②	点		公費②	1, 500 円	

【事例2】医療機関(院外処方)における入院外診療3割(3歳以上)で、1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(全額51特定疾患公費対象医療、特定疾患自己負担月額限度額が2.250円の場合)

## (1) 医療機関における患者負担額(窓口徴収額)

- 4日目までの患者負担額(窓口徴収額) C 51 特定疾患自己負担額Bと500円(1医療機関における乳幼児医療一部負担日額)を比較し、少ない方の額とします。
- 5 日目以降の患者負担額(窓口徴収額) C 患者負担(窓口徴収)はありません。
- 福祉医療への請求額 51 特定疾患自己負担額Bから患者負担額(窓口徴収額) Cを控除した額とします。

## この事例の場合

- ・1 日目は51 特定疾患の自己負担額が900 円のため患者から500 円を徴収し、400 円を福祉医療へ請求します。
- ・2日目は51特定疾患の自己負担額が1,326円のため患者から500円を徴収し、826円を福祉医療へ 請求します。
- ・3 日目は51 特定疾患の自己負担額が24円 (月額上限2,250 円-2 日目までの積算額2,226 円) のため患者から20円 (10 円未満を四捨五入)を徴収し、4 円を福祉医療へ請求します。
- ・3日目で51特定疾患の自己負担額が月額上限2,250円に達したため、4日目以降の患者負担額(窓口徴収額)はありません。

	iii) Isu) / s	. 2,00				
	診療	内容	51	特定疾患	福祉医療(9	0 乳幼児)
診療日数	総点数A	保険給付額	51 公費負担額 (A×3-B)	51 自己負担額 B (月額上限 2,250 円)	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)
1月目	300 点	2,100 円	_	900 円	500 円	400 円
2月目	442 点	3,094 円	_	1,326 円	500 円	826 円
3月目	1,750 点	12,250 円	5,226 円	24 円	20 円	4円
4日目	2,522 点	17,654 円	7,566 円	_		_
5月目	600 点	4,200 円	1,800 円			
合 計	5,614 点	39,298 円	14,592 円	2,250 円	1,020 円	1,230 円

福祉医療への請求額=51 特定疾患自己負担額B (2.250 円) - 窓口徴収額C (1.020 円) =1.230 円

## (2) 保険薬局における患者負担額(窓口徴収額)

- ・従来どおり患者負担(窓口徴収)はありません。
- ・医療保険の自己負担額を51特定疾患公費へ請求します。(福祉医療への請求額は生じない。)

	診療	内容	51 4	特定疾患	福祉医療(9	0 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額	51 公費負担額 (A×3)	51 自己負担額 B	患者負担額 (窓口徴収額) C	公費負担額 (B-C)
1日目	168点	1,176 円	504円			
2日目	188点	1,316 円	564 円			
3日目	188点	1,316 円	564 円			
4日目	168点	1,176 円	504円			
5月目	168点	1,176 円	504円		_	_
合 計	880 点	6,160 円	2,640 円	_	_	

## (3) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト)

## <医 科>

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します。

市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	5	1	3	4	6	0	2	1	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②	9	0	3	4	0	0	0	0	公費負担医 療の受給者 番号②	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

							_
	保	請求点	*	決 定	沪	一部負担金額 円	
療	険	5, 614					
養	陜	,				減額 割 (円) 免除・支払猶予	
	公	点	*		点	円	
0	費					2, 250	
給	1						
付	公	点	*		点	円	窓口徴収額
	費					1, 020	<b>◆</b> ── を記載する
	2						C DLEXT O

## < 調 剤 > 従来どおり

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』への乳幼児医療の記載は不要です。(空欄)

	> /1	Щ	· )		. 🔾	メル	Η	,	<u>√</u> 2	747 0	-//J	- HC	7777		` ` '	0 \
市町村番 号									老人医療の 受給者番号							
公費負 担者番 号 ①	5	1	3	4	6	0	2	1	公費負担医 療の受給者 番号①	0	0	0	0	0	0	0
公費負 担者番 号 ②									公費負担医 療の受給者 番号②							

『一部負担金額 公費 ②』への記載は不要です。(空欄)

_	 	,				/ 0	(	
保	請	求	点	*	決	定	点	一部負担金額 円
険	880							減額 割 (円) 免除・支払猶予
公			点	*			点	円
<b>費</b>								
公			点	*			点	円
費								
2								

福祉医療への請求 額及び患者負担が 生じないため記載 しない。(空欄)

## ② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書)

## <医 科>

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

他 公 費 公費負担者番号	5	1	3	4	6	0	2	1	他公費負担医療の 受給者番号	0	0	0	0	0	0	0
福祉医療公費負担者番号	9	0	3	4	0	0	0	0	福祉医療公費負担 医療の受給者番号	0	0	0	0	0	0	0

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

	保険	5, 614 点		保 険	円	
保険診療総 点 数	公費①	点	一部負担金額	公費①	2, 250 円	
	公費②	点		公費②	1, 020 円	

## <調 剤>

福祉医療への請求額及び患者負担額が生じないため、福祉医療費請求書の作成は不要です。

(51 特定疾患公費対象医療と公費 で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合 対象外医療の併用,特定疾患自己負担月額限度額が 2,250 円の場合) (3 歳以上) 医療機関(院内処方)における入院外診療3割 事例3】

## (窓口徴収額 患者負担額 (1)

- (窓口徴収額) 通院4日目までの患者負担額
- 0
- C
- 51 特定疾患自己負担額B 及び医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の3割)Dの合計額Eと500円(1 医療機関における乳幼児医療一部負担日額)を比較し、少ない方の額とします。
   通院5 日目以降の患者負担額(窓口徴収額)F<患者負担(窓口徴収)はありません。</li>
   福祉医療への請求額
   51 特定疾患自己負担額B 及び医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の3割)Dの合計額Eから患者負担額(窓口徴収額)Fを 控除した額とします。

## <51 特定疾患公費対象外医療>

<51 特定疾患公費対	пш	( 公費対象 総点数(	200	942	840	521	200	3,203
<51 特定		診療日数	1日日	$2 \exists \exists$	3 ∄ ∄	4 ∄ ∄	2 日 日	合
		Ê					1	г
	<b>主疾患</b>	自己負担額B (月額上限2,250円	⊞ 006	1,326 円		24 円		⊕ 2,250 ⊞
	51 特定疾患	51 公費負担額 (A×3-B)				7,542 円	10,800 円	18,342 円
M 人	診療内容	保険給付額	2,100 円	3,094 円		17,654 円	25,200 円	48,048 円
<51 特定疾患公費対象医療>	診療	公費対象 総点数A	300点	442 点		2,522 点	3,600 点	6,864 点
<51 特定疾患		診療日数	1 8 8	2日目	3日目	4 日 目	10日日	<u>†</u> ≡

	診療内容	内容	医熔保除の
診療日数	公費対象外 総点数 C	保険給付額	ら水水水が 自己負担額D (C×3)
1月月	200 点	1,400 円	日 009
2日日	942 点	6,594 ⊞	$2,826\ oxdot$
3日日	840 点	5,880 円	$2,520~ {\mathbb H}$
4 H H	521 点	3,647 円	1,563 円
5日日	为007	$4,900~ \boxminus$	2,100~ oxdot
수 計	3,203 点	$22,421 \ \square$	② 9,609 ⊞

## 盂 仙人

) <del>-</del>	· - 作 c	· 4 益	∓ භ	幹	4 4	• # E	± 42
0 乳幼児)	公費負担額 (E-F)	1,000 円	3,652~ oxdot	$^{2,020 \boxplus}$	1,087 円	2,100~ oxdot	⊞ 6986
福祉医療(90乳幼児)	患者負担額 (窓口徴収額) F	$oxed{\boxplus 009}$	⊞ 009	⊞ 009	⊞ 009	_	$2,000\ oxdot$
白二色坩箱匠	( (1)+(2)	1,500~ oxdot	$4,152\; \boxminus$	$2,520\ \boxminus$	1,587 円	2,100~ oxdot	$11,\!859\ \boxminus$
	診療日数	1 日日	$2 \exists \exists$	3日日	4 日 目	2 ∄ ∄	4 台

- の事例の場合
- 1月目は自己負担額が1,500円のため患者から500円を徴収し,1,000円を 福祉医療へ請求します
  - 3,652 日を 2 日目は自己負担額が4,152 円のため患者から500 円を徴収し, 福祉医療へ請求します
- 2,020 円を 3 日目は自己負担額が 2,520 円のため患者から 500 円を徴収し, 福祉医療へ請求します
- 4日目は自己負担額が1,587円のため患者から500円を徴収し,1,087円を 福祉医療へ請求します
- 司一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とする こめ,5月目の患者負担はありません。(2,100円を福祉医療へ請求します。)

窓口徴収額 を記載する

# (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

## (国保レセプト) 患者が国民健康保険の場合 $\Theta$

ら記載します。	一部負担金額 円	減額 割(H)免除・支払猶予	2, 250		2, 000	
] に窓口徴収額を	※ 決 定 点		<b>※</b>		**	
部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載しま	請 永 点 10,067		点 864		点	
一部隻	保險		公費の		公費(	3)
	厳	#	<b>変の</b> %	Ę	ŧ	
40			0		0	
4116			0		0	
記載		ľ	0	Γ	0	
11D			0		0	
の番号を記載し、			0 0 0 0		0 0 0 0 0	
療0			0		0	
足			0		0	
・②』に乳幼児医療の	老人医療の 受給者番号	44 At 1511	公賃負担医 療の受給者 番号①	mt 44	公貨 は 番 の 受 影 報 の 必 影 報 の の 影 報 を の の 影 者 ま の の 影 者	
番号(			1		0	
<b></b>		L	2	L	0	
影響		ļ.	0		0	
Z			9		0	
N T			4		4	
400			3		က	
負担者番号②』及			1		0	
美相			5	Ĺ	တ	
[公費	市町村番 号	小事女	公貞員 担者番 号 ①	小弗名	古 古 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	

② 患者が社会保険の場合 (福祉医療費請求書)

O 0 『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。 0 0 0 0  $\bigcirc$ 0 0 0 0 0 他公費負担医療の 受 給 者 番 号 福祉医療公費負担 医療の受給者番号 0 0  $^{\circ}$ 0 0 及び 0 9 4 4 『福祉医療公費負担者番号』 ო က 0  $\vdash$ 5 တ 他 公 費 公費負担者番号 福 祉 医 療 公費負担者番号

0

0

公費②』に窓口徴収額を記載します。 部負担金額

•	4					
	2,000 用	公費②		乓	公費②	
•	2,250 円	公費①	一部負担金額	6,864 点	公費①	保険診療総 点数
•	E	保險		10,067点	保険	

これは, 福祉医療の場合の記載方法です (洪)

国公費同士の併用(15 更生医療と 51 特定疾患の併用など)の場合の記載方法は,厚生労働省が示す「診療報酬明細書の記載要領」によります。

総点数(合計):10,067点

(51 特疾公費対象医療 6,864 点 + 51 特疾公費対象外医療 3,203 点)

保険給付額: 70,469 円

51 特疾公費対象外 22,421 円) + (51 特疾公費対象医療 48,048 円 51 特疾公費負担額: 18,342 円

•福祉医療公費負担額:9,859 円

患者負担額 (窓口徴収額):2,000円

窓口徴収額 を記載する (51 特定疾患公費対象医療と公費 |事例4|| 医療機関 (院外処方) における入院外診療3割 (3歳以上) で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合 対象外医療の併用,特定疾患自己負担月額限度額が 2,250 円の場合)

## 医療機関における患者負担額(窓口徴収額) (1)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額) 0
- (1 医療機関における乳幼児 (公費対象外医療に係る総点数の3割) Dの合計額Eと500円 51 特定疾患自己負担額B及び医療保険の自己負担額 医療一部負担日額)を比較し、少ない方の額とします。 通院5日目以降の患者負担額(窓口徴収額)下 患者負担(窓口徴収)はありません。 福祉医療への請求額 51 特定疾患患者負担額B及び医療保険の自己負担額 控除した額とします。

 $\bigcirc$ 

- C

*1*6 ш (窓口徴収額) (公費対象外医療に係る総点数の3割) Dの合計額Eから患者負担額

## <51 特定疾患公費対象医療>

1	ングログになるという。	× ×		
	診療	診療内容	51 特)	51 特定疾患
公費対象 総点数 A	等 終 A	保険給付額	51 公費負担額 (A×3-B)	自己負担額B (月額上限 2,250 円)
30	300 点	$2,100~ \mathbb{H}$		日 006
445	442 点	3,094 円		1,326 円
2,522 点	点	$17,654\ oxdot$	7,542 円	24 円
3,600 点	)点	$25,200~ egin{pmatrix} \egin{pmatrix} egin{pmatrix} egin{pmatrix} egin{pmatr$	10,800 円	
6,864 点	4 点	48,048 円	18,342 円	① 2,250 円
	l			

## <51 特定疾患公費対象外医療>

診療内容

医熔保险	自己負担額D (C×3)	⊞ 009	$2,826\ \Box$	2,520~ oxdot	$1,563~ \boxplus$	2,100~ oxdot	② 9,609 円
診療内容	保険給付額	1,400~ oxdot	6,594~ oxdot	5,880~ oxdot	3,647~ oxdot	4,900~ oxdot	22,421~ oxdot
診療	公費対象外 総点数C	当 002	月 748 点	840 点	521 点	当 002	3,203 点
	診療日数	目目1	日日 7	∄∄Є	4 ∃ ∃	2 ∄ ∄	수류

かに **⋴** 

) ·	· 一 蹥	. 2 语	∃ .	福	4		I Ý
0 乳幼児)	公費負担額 (F-F)	1,000円	$3,652~ \boxplus$	$2,020\ oxdot$	1,087 円	2,100~ oxdot	9,859 円
福祉医療(90乳幼児)	患者負担額 (突口微IV額) F	500 円	⊞ 009	⊞ 009	日 009	—	$2,000\ oxdot$
白三色扫缩匠		1,500 円	$4,152\ oxdot$	2,520~ oxdot	$1,587\ oxdot$	2,100~ oxdot	$11,859\ oxdot$
	診療日数	1月月	2 ∃ ∃	3 ∄ ∄	4日目	2 日日	수류

日目は自己負担額が1,500円のため患者から500円を徴収し,1,000円を 事例の場合

祉医療へ請求します

3,652 日を 日目は自己負担額が 4,152 円のため患者から 500 円を徴収し, 祉医療へ請求します

日目は自己負担額が 2,520 円のため患者から 500 円を徴収し, 2,020 円を 祉医療へ請求します。

日目は自己負担額が1,587円のため患者から500円を徴収し,1,087円を

祉医療へ請求します。

一月の同一医療機関における入院外の一部負担金徴収は4日を限度とする 5日目の患者負担はありません。(2,100円を福祉医療へ請求します。)

# (2) 保険薬局における患者負担額(窓口徴収額)

・従来どおり患者負担(窓口徴収)はありません。

## <51 特定疾患公費対象医療>

	診療	診療内容	51 特)	51 特定疾患	福祉医療(90 乳幼児)	乳幼児)
参据口粉	八典社会					
12/原 12 数	公宜之类	保険給付額	51公費負担額	自己負担額B	患者負担額	公費負担額
	<b>爬示数</b>		$(A \times 3 - B)$		(窓口徴収額) C	(B-C)
1月月	244 点	1,708 円	732 円	1		
2 ⊟ ⊟	当878	2,646~ oxdot	1,134 円			
3 ∄ ∄	_		_	_	_	
4 月 目	426 点	2,982~ oxdot	$1,278\ oxdot$			
5日日	248 点	$1,736\ oxdot$	744 円		_	
슈큐	1,296 点	9,072 ⊞	3,888 ⊞			

福祉医療への請求額は生じない。(医療保険の自己負担額を51特定疾患公費へ請求します。)

## <51 特定疾患公費対象外医療>

目 168 点 1,176 円 504 円 —	4日目 168点 1,176円 504円 — 504円 - 患者負担額(窓口徴収額):なし			福祉医療 (90 乳幼児) 患者負担額 公費負 (窓口徴収額) C (B———————————————————————————————————	医療保険の 自己負担額B (A×3) 504円 564円 564円 504円	# T T T T	<ul> <li>診療内容</li> <li>公費対象外</li> <li>総点数A</li> <li>168 点</li> <li>188 点</li> <li>188 点</li> <li>168 点</li> <li>168 点</li> </ul>	
一	日目 168 点 1,176 円 504 円 —		2,640 円	1	2,640 円	6,160 円	学 088	台
日目         168点         1,176円         504円         —         504円         .		· 福祉医療公費負担額:2,640 円	564 円		564 円	$1,316~ {\mathbb H}$	188 点	Ш
日目     188点     1,316円     564円     一     564円       日目     168点     1,176円     504円     一     504円	日目   188 点   1,316 円   564 円   —   564 円	<ul><li>・51 特疾公費負担額:3,888 円</li></ul>	564~ oxdot		564 円	$1,\!316~ \boxplus$	188 点	
目       188点       1,316円       564円       一       564円       一       564円       .         目       168点       1,176円       504円       一       504円       .	目     188点     1,316円     564円     一     564円     一     564円       目     188点     1,316円     564円     一     564円     .	(51 特疾公費対象医療 9,072 円+51 特疾公費対象外 6,160 円)	$504~ { m H}$		504 円	1,176~ oxdot	168 点	
目 168点       1,176円       504円       一       504円       一       504円       ・         目 188点       1,316円       564円       一       564円       ・       564円       ・         目 188点       1,316円       564円       一       564円       ・       564円       ・         目 168点       1,176円       504円       一       504円       ・       ・       504円       ・	目     168点     1,176円     504円     一     504円       目     1,88点     1,316円     564円     一     564円	- 保険給付額:15,232 円	(B-C)	(窓口徴収額) C	$(A \times 3)$	不成和的假	総点数A	
総点数A     小政和13個     (A×3)     (窓口徹収額)C     (B-C)     .       目     168点     1,176円     504円     —     504円       目     188点     1,316円     564円     —     564円       目     188点     1,316円     564円     —     564円       目     168点     1,176円     504円     —	総点数A     小政和马爾     (A×3)     (窓口徴収額) C     (B-C)     .       目     168点     1,176円     504円     —     504円       目     188点     1,316円     564円     —     564円       目     188点     1,316円     564円     —     564円	(51 特疾公費対象医療 1,296 点+51 特疾公費対象外医療 880 点	公費負担額	患者負担額		足除给什么	公費対象外	诊療日数
公費対象外 総点数A     保険給付額     自己負担額B     患者負担額 (A×3)     公費負担額 (窓口徵収額)C     公費負担額 (B-C)     .       168 点     1,176 円     504 円     —     504 円       188 点     1,316 円     564 円     —     564 円       168 点     1,176 円     504 円     —     564 円       168 点     1,176 円     504 円     —	公費対象外 総点数A     保険給付額     自己負担額B     患者負担額 (A×3)     公費負租額 (窓口徵収額) C     公費負租額 (B-C)        168 点     1,176 円     504 円     —     504 円       188 点     1,316 円     564 円     —     564 円       188 点     1,316 円     564 円     —     564 円	・総点数(合計): 2,176 点	乳幼児)	福祉医療(90	医療保険の	内容	診療	

福祉医療への請求額=医療保険の自己負担額B (2,640円)

# (3) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

# ① 患者が国民健康保険の場合 (国保レセプト)

道 注	架	番号(6		及 で 「	収시 	2統三	を 神	型 	『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します。   -   -   -   -   -   -   -   -   -   -	<b>乳幼</b>	児医	療 -	無一一	が を 一	記載	7 =====================================	to T		-部負	担金	類※	<b>費</b> ② 🖟	<u> </u>	影響	徴収:	額を	記載	部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。 	田製物
I								11/1/2/	老人医療の 受給者番号	中の中								巌	保険	100	10,067	ž 2	<b>*</b>	K	Ą	Ę	i z		£ #
$\Omega$		3	4	9 1		 	23	7, #5 4/4	公費負担医 療の受給者 番号①		0	0	0	0	0	0	0	養の幼	公費の	9	80	4 4 6	*			框		2, 2	250
6	0	က	4	0		0	0	O	公費負担医 療の受給者 番号②		0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	公費 ②			乓	*			框		2, 000	0 0
																										-		↑ 窓口徴収額 を記載する	.収額 :する
	2000年	統来がおり	₩. 7.	- I	[	;	1	1		:	]	-	1	,	ģ	,	,	0	1		1	(	-	ļ	Í	}	,		í
	]者名	番号(6	3	及び		2紹う	者番	号(2)	『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』に乳幼児医療の番号を記載します	私幼	児医	寮の	番号	きを言	記載	しま	to o	_	一部負	加級	額公	<b>横</b> ②	ζ 	の記	載は	今	すが	・部負担金額 公費②』への記載は不要です。(空欄	(国)
								11 121	老人医療の 受給者番号	(f) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d								<b>张</b> 褒	#E	, N	k 176	*	赵	迅	乓	4	1	担金額	
2	1	3	4	9 1		0	2	7, 35, 46	公費負担医 療の受給者 番号(())		0	0	0	0	0	0	0	公費の		1, 2	9 6	<b>*</b>			恒	) 通		割 (円) 炤硃・文仏綱寸	文なる
	<u> </u>		L	-	ļ.,	ļ	H		八華在古匠	12	_	r		<u> </u>			Г	€											

坦

※ 些

公 費 ②

公費負担医 療の受給者 番号②

公祖祖中 中國 國

## 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書) (3)

## なく <医

福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。         他公費負担者番号       5       1       3       4       6       0       2       1       受給者番号       0			
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載 公 費 5 1 3 4 6 0 2 1 他公費負担医療の ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0	0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載 公 費 5 1 3 4 6 0 2 1 他公費負担医療の ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	f°	0	0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番登負担者番号 5 1 3 4 6 0 2 1 受給者 8 8 8 8 0 4 E 漿 8 0 3 4 O O E 福祉医療公費負担 8 6 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3	しま		0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番登負担者番号 5 1 3 4 6 0 2 1 受給者 8 8 8 8 0 4 E 漿 8 0 3 4 O O E 福祉医療公費負担 8 6 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3	]載	0	0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番登負担者番号 5 1 3 4 6 0 2 1 受給者 8 8 8 8 0 4 E 漿 8 0 3 4 O O E 福祉医療公費負担 8 6 0 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3	を記	0	0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の 公 費 5 1 3 4 6 0 2 1 0 2 8 名 8 5 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0	0
<ul> <li>社医療公費負担者番号』及び「受給者番号』に乳幼児公</li> <li>公費</li> <li>負担者番号</li> <li>5</li> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>6</li> <li>0</li> <li>1</li> <li>9</li> <li>8</li> <li>4</li> <li>0</li> <li>0</li></ul>	2	0	0
址医療公費負担者番号』及び『受給者番 公 費 5 1 3 4 6 0 2 1 粒 医 療 9 0 3 4 0 0 0 0	に乳幼児	公費負担医療 給 者 番	福祉医療公費負 医療の受給者番
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	海	1	0
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	给者		0
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	逐	0	0
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	び	9	0
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	] 及	4	4
加医療公費負担7 公 費 整負担者番号 私 医 療	特	3	က
4k 医療公費 い 費 り 負担者番号 を 医 療 を 医 を 療	者番	1	0
4k 医療公費 い 費 り 負担者番号 を 医 療 を 医 を 療	負担	5	6
	祉医療公費	公 費負担者番	祉 医 費負担者番

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

		め口 後ちがい 乗り
		$\downarrow$
田	田	田
	250	0 0 0
	2,	2,
保險	公費①	公費②
	一部負担金額	
月 790	864 点	点
10,	6,	
保険	公費①	公費②
	保険診療総 点数	

従来どおり (※ただし福祉医療費請求書の様式変更あり) <端 端>

0  $\bigcirc$ 0 0 『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します 0  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 0 0 0 0 0  $\bigcirc$ 他公費負担医療の受 給 者 番 号 福祉医療公費負担 医療の受給者番号 0 0  $^{\circ}$ 0 0 及び 0 9 4 4 『福祉医療公費負担者番号』 က ო 0 5 တ 他 公 費 公費負担者番号 福 祉 医 療 公費負担者番号

(空欄) 『一部負担金額 公費②』への記載は不要です。

E	H	H
保險	公費①	公費②
	一部負担金額	
2, 176点	1,296点	点
保険	公費①	公費②
	保険診療総 点数	

これは, 福祉医療の場合の記載方法です (世)

厚生労働省が示す「診療報酬明細書の記載要領」によります。 国公費同士の併用(15 更生医療と 51 特定疾患の併用など)の場合の記載方法は,

## ~ 51 特定疾患の自己負担額がない場合(特定疾患医療受給者証の公費負担者番号が 5 1 3 4 6 0 1 3)

【事例5】医療機関 (院内処方) における入院外診療2割 (3歳未満) で、1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合 (全額51特定疾患公費対象医療、特定疾患自己負担額がない場合)

## (1) 算出方法

• 保険給付額

44,912 円 (総点数 5,614 点×10 円×0.8)

• 51 特定疾患公費負担額 11,228 円 (総点数 5,614 点×10 円-保険給付額 44,912 円)

	診	療内容	51 特	定疾患	福祉医療(	90 乳幼児)
診療日数	総点数 A	保険給付額 B (A×8)	51 公費負担額 (A-B)	51 自己負担額 <b>(負担なし</b> )	患者負担額 (窓口徴収額)	公費負担額
1月目	300点	2,400 円	600円		_	_
2月目	442 点	3,536 円	884 円			
3月目	1,750 点	14,000 円	3,500 円			
4日目	2,522 点	20,176 円	5,044 円			
5月目	600点	4,800 円	1,200 円			
合 計	5,614 点	44,912 円	11,228 円		_	_

<sup>(</sup>注) 患者負担額がないため、乳幼児医療―部負担金の徴収は不要です。

## (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

① 患者が国民健康保険の場合(国保レセプト) 従来どおり

『公費負担者番号②』及び『受給者番号②』への記載は不要です。(空欄) 市町村 老人医療の 番号 受給者番号 公費負 公費負担医 担者番 5 1 3 6 0 1 3 療の受給者  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 号 ① 番号(1) 公費負 公費負担医 療の受給者 担者番 号 ② 番号② 『一部負担金額 公費②』への記載は不要です。(空欄) 乳幼児医療公費へ \* 一部負担金額 円 の請求額及び患者 保 5, 614 療 険 負担額が発生しな 減額 割(円)免除・支払猶予 養 いため記載しない 公 点 \* 点  $\mathcal{O}$ 費 給 1 付 点 \* 公 点 円 費

② 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書) 従来どおり

福祉医療への請求額及び患者負担額が生じないため、福祉医療費請求書の作成は不要です。

で,1カ月に次の5日間の診療を受けたとする場合(51特定疾患公費対象医療と公費 【事例6】 医療機関 (院内処方) における入院外診療3割(3歳以上) 対象外医療の併用,特定疾患自己負担額がない場合)

## 患者負担額(窓口徴収額 (1)

- 通院4日目までの患者負担額(窓口徴収額) 0
- を比較し, 少ない方の 一部負担日額) (1 医療機関における乳幼児医療 D と 500 円 医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の3割) 額とします。 通院5月目以降の患者負担額(窓口徴収額)F 患者負担(窓口徴収)はありません。 福祉医療への請求額 医療保険の自己負担額(公費対象外医療に係る総点数の3割)

 $\bigcirc$ 

- $\bigcirc$
- (窓口徴収額) Fを控除した額とします。 Dから患者負担額

## <51 特定疾患公費対象医療·

	1疾患	自己負担額 ( <b>負担なし</b> )					_	
	51 特定疾患	51 公費負担額 (A-B)	日 006	$1,326\ oxdot$		7,566 円	10,800 円	20,592~ oxdot
ホノ	診療内容	保険給付額B (A×7)	2,100 円	3,094 円		$17,654\ oxdot$	25,200~ oxdot	48,048 円
く コイハダイスパッピルく	\$《程	公費対象 総点数A	300 点	442 点		2,522 点	3,600 点	6,864 点
インドライン		診療日数	1 月 目	2日日	3日日	4日日	2日日	台

## <51 特定疾患公費対象外医療>

この事例の場合・ロージューをお参	・1 ロ目に日口気担徴 100 円を福祉医療へ ・9 ロ目にもコを担婚	・4mmに口口可当の部舗を回巻下入)を鎖	3日目は自己負	520 円を福祉医療へ	•	T,063日名福祉医療· • 同一日の同一医瘠櫞	高 カシに <sub>色楽</sub> を限度とするため,
00 乳幼児)	公費負担額 (E-F)	100 ⊞	9 日 6	520 円	1,063 ⊞	1,800 円	$3,486\ oxdot$
福祉医療(90乳幼児)	患者負担額 (窓口徴収額) F	200 日	420 円	200 日	200 日	_	$1,920\ oxdot$
医療保険の	自己負担額D (C×3)	日 009	423 円	1,020 円	$1,563~ \boxminus$	1,800 円	$5,406~ egin{pmatrix} eta \end{array}$
診療内容	保險給付額	1,400~ oxdot	⊞ 286	$^{2,380} \mathrm{H}$	$3,647\ \square$	4,200~ oxdot	$12,614\ oxdot$
<b></b>	公費対象外 総点数 C	当 002	141 点	当40年	521 点	当 009	1,802 点
	診療日数	1日日	2日日	3日日	4日日	2 日日	台

- **貞が 600 円のため患者から 500 円を徴収し**,
- 頁が 423 円のため患者から 420 円 (10 円未 数収し,3円を福祉医療へ請求します。
- 貞が 1,020 円のため患者から 500 円を徴収し, ~請求します。
- 頃が 1,563 円のため患者から 500 円を徴収し, **柔へ請求します。** 
  - 機関における入院外の一部負担金徴収は4月5日目の患者負担はありません。(1,800円

を福祉医療へ請求します。)

# (2) レセプト及び福祉医療費請求書の記載

# ① 患者が国民健康保険の場合 (国保レセプト)

	1		
担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。		<b>庾</b> 鷸 割(竹)兒除。又拉褶下	1, 920
収額を	定点	単	点
窓口 徭	长		
に 2007	*	*	*
[3]	les'	低	乓
公量	录 666	8 6 4	
改額	, m	6,	
粗色	盂		
部負	<b>张</b>	公費の	公費 ②
	斄	養の幼	和付
6			0
4)16		0 0 0 0	0 0 0 0
悪し			0
を背			0
奉		0	0
素のき			
]医源		0	0
乳幼児医療の番号を記載し	6.	困者	医 着
(2) に乳	老人医療の 受給者番号	公費負担[ 療の受給 <sup>†</sup> 番号①	公費負担E 療の受給す 番号②
番号(		8	0
叫作		1	0
「別給」		0	0
及び		9	0
		4	4
书②		3	က
.担者番号②』		1	0
負担行		2	6
[公費負	市町村番 番	公費負 担者番 号 ①	公費負 担者番 号 ②
$\langle \langle$	- # #	公田市	公田田

を記載する 窓口徴収額

## 患者が社会保険の場合(福祉医療費請求書) (3)

『福祉医療公費負担者番号』及び『受給者番号』に乳幼児医療の番号を記載します。

	0	0
0	0 0	0
6	$\circ$	0 0 0
) }	0	0
֡֝֝֝֜֜֜֜֜֝֜֜֜֜֓֓֓֓֓֜֜֜֜֜֜֓֓֓֓֓֜֜֜֜֓֓֓֓֓֜֓֡֓֜֜֡֓֡֓֜֜֡֓֜֡֓	0	0
	0	0
Ε		
	0	0
	他公費負担医療の 受 給 者 番 号	福祉医療公費負担 医療の受給者番号
ŀ	3	0
I	1	0
Ì	0	0
)	9	0 0 0 0 0 0
<b>\</b>	4	4
)	3	ဗ
I	1	
1	5	6
	他 公 費 公費負担者番号	福祉 医療公費負担者番号
-		

『一部負担金額 公費②』に窓口徴収額を記載します。

. 14	1,920 円	公費②		点	公費②	
•	H	公費①	一部負担金額	6,864 点	公費①	保険診療総 点数
•	E	保険		8,666 点	保險	

総点数 (合計):8,666

(51 特疾公費対象医療 6,864 点 + 51 特疾公費対象外医療 1,802 点)

(51 特疾公費対象医療 48,048 円 + 51 特疾公費対象外 12,614 円) 果險給付額: **60,662** 円

51 特疾公費負担額: 20,592 円 · 福祉医療公費負担額: 3,486 円

· 患者負担額 (窓口徴収額):1,920 円

窓口徴収額 を記載する

(別紙6)

## 福祉医療費請求書の記載方法 (平成16年10月1日診療から)

		(	D				2	2)	
						入	院	入图	完 外
医	科	歯	科	調	剤	1本入	7 高入 9	2本外	8 高外 9
						5家入	9高入8	6家外	0 高外 8

## 福祉医療費請求書

平成年月日

Ж

額

円

(4) 平成 年 月分の福祉医療費(乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭等) を下記のとおり請求します。

## ⑤ 市町村長 殿

医療機関等コード

 (6)
 医療機関等の所在地及び名称

 開 設 者 氏 名
 (印)

他 公 費 公費負担者番号	7	3	4						:費負担 給 者											
福祉 医療公費負担者番号	8	3	4						医療4											
受給者氏名		9	)								明·	大・	昭•	平	年		( <sub>:</sub>	男・ヨ	女) 生	
被保険者証	(記号)		,	100				保隆	魚 種!	训			社	숲		保	険	į		
記 号 番 号	(番号)		_	10-				保険	含者番号	]. J				(1)	)					
診療実日数	<b>12</b> <sub>日</sub>	保負	<b>13</b> 険 担割	者合	7 1	割 8	8割	9割	8割	高 I	静 9 I	割	一般	8割	₹ I	艺人1 9 <b>1</b>	保健 割	-般 1	.0 割	Ť
<b>(4)</b>	保 険				点		15		保					Р	] 事	夷剤-		負担金	金額	
保 険 診 療 総 点 数	公費①				点	一部	負担	金額	公費(	D				P	]		16	3)	円	
	公費②				点				公費	2)				Р	j		Ų	ע		
備考																		長	8	17)

(注) 1 社保分のみに使用すること。

点

決

定

2 入院・入院外の欄中「本人・三歳未満・家族・高齢者9割・高齢者8割」の該当番号に必ず○印をすること。 (高齢受給者及び老人保健受給者は高齢者に該当する。)

決

定

(18)

点

3 診療実日数及び保険診療総点数欄は必ず記入すること。

\*

- 4 保険者負担割合の該当欄に必ず○印をすること。高齢者とは、医療保険各法による高齢受給者のこと。 「高齢受給者証」に明記されている一部負担割合が2割のときは8割に○印を、一部負担割合が1割のときは 9割、I、Ⅱ又は一般**のいずれかに 印をすること。**
- 5 薬剤一部負担金額欄は、福祉医療費で支払うもののみ記入すること。 なお、6歳未満、高齢受給者及び老人保健に係るものについては、記入する必要はありません。
- 6 ※印欄は記入しないでください。

数

- ① 「医科・歯科・調剤」欄 該当項目を○で囲む。
- ② 「入院・入院外」欄 次のとおり該当番号を必ず○で囲む。

## <記載例>

【本人入院の場合】「1」を○で囲む。 【本人外来の場合】「2」を○で囲む。

1)本入 7 高入 9 3 三入 5 家入 9 高入8

【3歳未満入院の場合】「3」を○で囲む。 【3歳未満外来の場合】「4」を○で囲む。

1 本入 7 高入 9 3 )三入 9 高入8 5 家入

【家族入院の場合】「5」を○で囲む。

1 本入 7 高入9 3 三入 5)家入 9 高入8

【70歳以上(老人を含む)入院の場合】

(7)高入9 1 本入 3 三入 5 家入 9 高入8

【70歳以上(老人を含む)外来の場合】

2 本外 (8)高外9 4 三外 6 家外 0 高外8

2)本外 8 高外 9 4 三外 6 家外 0 高外8

2 本外 8 高外 9 4)三外 6 家外 0 高外8

【家族外来の場合】「6」を○で囲む。

2 本外 8 高外 9 4 三外 6)家外 0 高外8

本人1割負担の場合は「7」を○で囲む。 本人2割負担の場合は「9」を○で囲む。

1 本入 7 高入9 3 三入 5 家入 9)高入8

本人1割負担の場合は「8」を○で囲む。 本人2割負担の場合は「0」を○で囲む。

2 本外 8 高外 9 4 三外 6 家外 (0)高外8

- ③ 「**平成 年 月 日」欄** 請求年月日を記載する。
- ④ 「平成 年 月分」欄診療が行われた年月を記載する。
- ⑤ 「市町村長殿」欄該当市町村名を記載する。
- ⑥ 「医療機関等コード」・「医療機関等の所在地及び名称・開設者氏名・印」欄 記載もれ、印もれのないようにする。

## \_ 平成 16 年 10 月 1 日からの新たな取扱い \_\_\_\_\_\_

- ⑦ 「他公費公費負担者番号」・「他公費負担医療の受給者番号」欄 福祉医療以外の公費(10 結核・21 精神・51 特定疾患など)との併用がある場合は、 各公費の受給者証の番号を記載する。
- ⑧ 「福祉医療公費負担者番号」・「福祉医療公費負担医療の受給者番号」欄 重度心身障害者、乳幼児、ひとり親家庭等医療費受給者証の番号を記載する。
- ⑨ 「受給者氏名」欄

生年月日は以下によること。

- ア. 該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載する。
- イ. 月日の記載は省略して差し支えないが、6歳に満たないものについては、生まれた月も記載する。

また、年齢が算定要件となっている項目を算定する場合であって、生まれた年の記載のみでは要件に該当するか否かが明らかでない場合は、生まれた月も記載する。

- ウ. 小児科療養指導料を算定した患者については、生まれた月も記載する。
- ⑩ 「被保険者証記号番号」欄

健康保険被保険者証に記載されている記号及び番号を記載する。

① 「保険者番号」欄

健康保険被保険者証に記載されている番号を記載する。

## ② 「診療実日数」欄

診療を行った日数を必ず記載する。

## ③ 「保険者負担割合」欄

該当項目を必ず○で囲む。

記載もれ注意

ア. 健康保険と福祉医療の併用の場合従前どおり7割・8割・9割のいずれかを ○で囲む。なお、3歳未満の場合は8割を○で囲む。

イ. 高齢受給者と福祉医療の併用の場合

【入院の場合】高齢者の欄中8割又はⅠ, Ⅱ, 一般のいずれかを○で囲む。 【外来の場合】高齢者の欄中8割又は9割を○で囲む。

ウ. 老人保健と福祉医療の併用の場合

【入院の場合】老人保健の欄中8割又はⅠ, Ⅱ, 一般のいずれかを○で囲む。 【外来の場合】老人保健の欄中8割又は9割を○で囲む。

エ. 平成14年9月末までの診療による老人保健の請求が生じた場合 老人保健の欄中10割を○で囲む。

## <記載例>

## 【例1】健康保険で3歳以上の外来・入院の場合

○自己負担3割

保険者負担割合	7割				高歯	令者			÷	老人保	:健	
		8割	9割	8割	т	9 害 π	J 一般	8割	Т	9 T	刊 一般	10割
					1	ш.	川又		1		川又	

## 【例2】健康保険で3歳未満の外来・入院の場合

○自己負担2割

	•											
					高歯	令者			ā	老人保	.健	
保険者負担割合	7割	(8割)	9割			9 害	IJ			9 害	IJ	
	/ []	O BIJ	9 61	8割	I	II	一般	8割	I	П	一般	10割

## 【例3-①】高齢受給者の入院で自己負担2割の場合

						高歯	令者			÷	老人保	健	
保険者負	担割合	7割	8割	9割	8割	I	9 II		8割	I	9 書	:	10割
体映有具	担制百	/ 剖	8割	9割	(8割)	I	II	一般	8割	I	П	一般	10割

## 【例3-②】高齢受給者の入院で自己負担1割(限度額適用・標準負担額減額認定証 なし・非該当)の場合

					高歯	令者			7	老人保	.健	
保険者負担割合	7割	8割	9割			9 害	IJ			9 害	1]	
MXLXIENI	, 11	0 11	0   11	8割	I	п	一般	8割	I	I	一般	10割

## 【例3-③】高齢受給者の入院で自己負担1割(限度額適用・標準負担額減額認定証 適用区分Ⅱ)の場合

					高齢者		-	老人保	健	
食者負担 割合	7割	8割	9割	8割	9 割	8割	I	9 I	刊 一般	10 割

## 【例3-④】高齢受給者の入院で自己負担1割(限度額適用・標準負担額減額認定証 適用区分I)の場合

	-73 - /	,,,,									
					高齢者			7	老人保	.健	
保険者負担割合	7割	8割	9割		9 割	J			9 害	1]	
PHONE IN STREET	, 11,			8割	I	一般	8割	I	п	一般	10割

## 【例3-⑤】高齢受給者の外来で自己負担2割の場合

					高歯	令者			÷	老人保	健	
保険者負担割合	7割	8割	9割			9 害		中		9	1	10 宝山
				(8割)	I	I	一般	8割	I	п	一般	10割

## 【例3-⑥】高齢受給者の外来で自己負担1割の場合

					高歯	令者			ž	老人保	健	
保険者負担割合	7割	8割	9割			9 害	<u> </u>	- 1		9 害	1	40 -
				8割	I	п	一般	8割	I	п	一般	10割

## 【例4-①】老人保健受給者の入院で自己負担2割の場合

				高歯	令者			÷	老人保	:健		
保険者負担割合	7割	8割	9割	8割	· I	9 害	一般	8割	I	9 書	刊 一般	10 割

## 【例4-②】老人保健受給者の入院で自己負担1割(限度額適用・標準負担額減額認定証 なし・非該当)場合

					高歯	令者			<b>‡</b>	人保	.健	
保険者負担割合	7割	8割	9割			9 害				9 害	1]	
MIXTERIL	, 63			8割	I	II	一般	8割	I	п	一般	10割

## 【例4-③】老人保健受給者の入院で自己負担1割(限度額適用・標準負担額減額認定証 適用区分Ⅱ)の場合

					高歯	令者			老人保	健	
保険者負担	7割	8割	9割			9 害	IJ		9 불	訓	
割合	/ []	0 61	9 61	8割	I	п	一般	8割	I I	一般	10割

## 【例 4 一④】 老人保健受給者の入院で自己負担 1 割(限度額適用・標準負担額減額認定証 適用区分 I ) の場合

	-7 - /	//•	_								
					高歯	令者			老人保	健	
保険者負担割合	7割	8割	9割			9 害	1]		9 割	1	
NATALENI	, 61	0 61		8割	I	I	一般	8割(	I	一般	10割

## 【例4-⑤】老人保健受給者の外来で自己負担2割の場合

					高歯	令者			÷	老人保	:健	
保険者負担割合	7割	8割	9割	8割	I	9 害 I	]     一般	8割	I	9 I	刊 一般	10 割

## 【例4-⑥】老人保健受給者の外来で自己負担1割の場合

保険者負担割合	7割 8		9割	高 齢 者					老人保健			
		8割		8割	I	9 害 II	一般	8割	I	9 I	一般	10 割

## 【例4-⑦】平成14年9月末までの診療による老人保健の請求があった場合

保険者負担割合	7割 8	8割	9割	高 齢 者					老人保健				
				8割	9 割			9 割					
		Opj			I	П		8割	I	П		(10割)	

記載もれ注意

## \_- . 平成 16 年 10 月 1 日からの新たな取扱い -----

## (14) 「保険診療総点数」欄

- 保 険 … 保険診療総点数を記載する。
- 公費① …「保険」欄に記載した保険診療総点数のうち、福祉医療以外の公費分(10 結核・21 精神・51 特定疾患など)点数がある場合は、その公費分点数を 記載する。

福祉医療以外の公費(10 結核・21 精神・51 特定疾患など)との併用がない場合は空欄とする。

## ① 「一部負担金額」欄

以下については必ず記載すること。

ア. 乳幼児医療一部負担金

- 保 険 … 空欄とする。
- 公費① … 乳幼児医療以外の公費 (10 結核・21 精神・51 特定疾患など) との 併用がない場合は公費①に乳幼児医療一部負担金額を記載する。
- 公費② … 乳幼児医療以外の公費 (10 結核・21 精神・51 特定疾患など) との 併用がある場合は公費②に乳幼児医療一部負担金額を記載する。
- イ. 寝たきり在宅総合診療料又は在宅末期医療総合診療料 公費①に記載する。
- ウ. 老人保健医療受給者の入院時一部負担金 公費①に記載する。
- エ. 平成14年9月末日までの診療による老人保健一部負担金額 公費①に記載する。
- オ. 長期高額疾病適用者の自己負担限度額 公費①に記載する。

## 16 「薬剤一部負担金額」欄

平成15年3月末までの診療による薬剤一部負担金の請求があった場合に記載する。 記載する場合は、福祉医療で公費負担するもののみ記載する。

## ① 「長8」欄

長期高額疾病適用者の自己負担限度額を福祉医療へ請求する場合のみ○で囲む。

## (18) 「決定点数」・「決定額」欄

医療機関においては記載しない。

(注) 記載不備があった場合は、審査支払機関から請求書を返戻させていただくこともありますので、注意してください。

<問い合わせ先> 広島県福祉保健部長寿社会総室国保医療室 老人医療グループ 電話番号 県庁代表 082-228-2111 内線 3214